

4

次の表は日本国憲法の条文を抜き出したものです。これを読み、あとの問いに答えなさい。

第11条	<p>①<u>国民</u>は、すべての②<u>基本的人権</u><sup>きょうゆう さまた</sup>の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。</p>
第13条	<p>すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、③<u>立法</u>その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>
第14条	<p>すべて国民は、法の下に平等であって、④<u>人種</u>、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p>

(3) 下線部③について、法律をつくる権限を持つ国会は、衆議院と参議院の二院制がとられています。なぜ二院制がとられているのかを説明しなさい。